**要　請　書**

２０１５年２月２６日

東京都教育委員会

教育委員長　木村　　孟　　殿

教育長 　　比留間　英人　殿

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

東京「君が代」裁判原告団

　　　　　　　〒１６０―０００８　新宿区三栄町６　小椋ビル４０１号

　　　　　　　　共同代表　岩木　俊一　　星野直之

**＜要請の趣旨＞**

１．本年１月１６日、東京地方裁判所（民事１１部佐々木宗啓裁判長）は、東京「君が代」裁判第三次訴訟（平成２２年（行ウ）第９４号　懲戒処分取消等請求事件）において、最高裁判決（２０１２年１月、２０１３年９月）を踏襲し、「裁量権の逸脱・濫用で違法」として３１件（２６名）の減給・停職処分を取り消しました。

２．東京都教育委員会は、上記判決を受けて、１月２９日、減給・停職処分を取り消された２６名の原告の内、５名だけを控訴し、２１名については控訴せず、処分取消が確定しました。

３．ところが都教委は、上記２１名の内、現職の都立高校教員９名（再任用職員２名を含む）に対してのみ、「給与等の是正措置に伴う必要書類」（人事部職員課長名）を弁護団に送付し、一方的に２月２７日を同書類の提出期限としてきました。

４．最高裁に続き、東京地裁でも「違法」とされた減給・停職処分を行い、教育行政として重大な責任が問われる行為であるにも係わらず、原告らに謝罪し、名誉回復・権利回復の措置を講ぜず、再発防止策をも講じることなく、「当該各事案に係る判決の内容に応じて必要な対応を行います」（２月１２日付人事部職員課回答）として、給与等の経済的損失分の回復をするだけの対応は全くの「居直り」に他なりません。

５．また、現職の教員９名のみを切り離して先行して「給与等の是正措置」を行うというのは、東京「君が代」裁判二次訴訟で減給処分を取り消された現職の都立高校教員に新たに戒告処分を発令（以下再処分という）した事例（２０１３年１２月１７日）に鑑みると、今回も減給処分が取り消された現職教職員（再任用職員を含む）９名に対し「再処分」を科すとの意図があると疑わざるを得ません。

そこで以下、緊急に要請するとともに、期限までに誠意ある回答を強く求めます。

**＜要請事項＞**

１．「給与等の是正措置」を行う前に、処分取消が確定した２１名の原告に直ちに謝罪し、二度と「違法な」処分をすることがないように再発防止策を明らかにすること。

２．５名に対する控訴を取り下げること。

３．「給与等の是正措置」は在職者９名を切り離して先行させるのではなく、２１名全員について一括して行うこと。関連して、在職者９名を切り離して先行させた理由を明らかにすること。

４．処分を取り消された原告の名誉回復・権利回復のために、当面、以下の措置を早急に講じること。

（１）「給与等の是正措置」の前に、取り消された処分について履歴カードからの「処分履歴」の抹消を行うこと。

（２）都教委ホームページ等での懲戒処分の公表と同じ方法で処分が取り消された事実を公表すること。

（３）処分取り消しと関連して被処分者の永年勤続表彰に伴うリフレッシュ休暇、退職時感謝状その他に関わる名誉・権利回復措置を講じること。

５．問題解決のための「話し合いを行わない」で、教育委員会への請願であるのに「教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません」という方針（２月１２日付回答）を改め、都教育庁の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を早期に設定すること。また、本要請書を教育委員会で配付し、慎重に検討、議論し、回答すること。

**（要請事項・追加）再処分に向けた事情聴取を行わないこと。**

**＜連絡先＞**「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団事務局長　近藤　徹

**＜回答期限＞**　２０１５年３月２日（月）。上記近藤まで文書及びＦＡＸで回答すること。